

国家公安委員会告示第五号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報保護のための措置に関する指針（平成十六年国家公安委員会告示第三十一号）の全部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日

国家公安委員会委員長 中井 治

国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針

目次

- 第1 趣旨（法第1条関係）
- 第2 用語の定義（法第2条関係）
 - 1 個人情報
 - 2 個人情報データベース等
 - 3 個人データ

- 4 個人情報取扱事業者
- 5 本人
- 6 保有個人データ
- 7 公表
- 8 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）
- 9 本人が容易に知り得る状態
- 10 本人に通知
- 11 個人データ又は保有個人データの提供
- 12 本人の同意

第3 この指針の適用対象者の範囲

第4 個人情報の利用目的に関する義務

- 1 利用目的の特定（法第15条第1項関係）
- 2 利用目的の変更（法第15条第2項・法第18条第3項関係）

- 3 利用目的による制限（法第16条第1項関係）
- 4 利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第2項関係）
- 5 利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係）

第5 個人情報取得に関する義務

- 1 適正な取得（法第17条関係）
- 2 取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第1項関係）
- 3 書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第2項関係）
- 4 利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第4項関係）

第6 個人データの管理に関する義務

- 1 データ内容の正確性の確保（法第19条関係）
- 2 安全管理措置（法第20条関係）
- 3 従業者の監督（法第21条関係）
- 4 委託先の監督（法第22条関係）

第7 個人データの第三者提供に関する義務

- 1 第三者提供の制限に関する原則（法第23条第1項関係）
- 2 第三者提供の制限に関する例外（法第23条第1項関係）
- 3 いわゆる「オプトアウト」（法第23条第2項・第3項関係）
- 4 「第三者」に該当しないもの（法第23条第4項・第5項関係）

第8 保有個人データの開示等に関する義務

- 1 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）
- 2 保有個人データの開示（法第25条関係）
- 3 保有個人データの訂正等（法第26条関係）
- 4 保有個人データの利用停止等（法第27条関係）
- 5 理由の説明（法第28条関係）
- 6 開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）
- 7 手数料（法第30条関係）

第9 苦情処理に関する義務（法第31条関係）

第10 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

第11 勧告、命令等についての考え方

第12 指針の見直し

第1 趣旨（法第1条関係）

この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、また、法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、国家公安委員会が所管する分野及び法第36条第1項ただし書により国家公安委員会が主務大臣に指定された特定分野（以下「国家公安委員会所管分野」という。）における事業者等（以下「国家公安委員会所管事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、国家公安委員会所管事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう、具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報 の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第1条）、当該目的は、この指針においても、同様である。

この指針において「ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である国家公安委員会所管事業者がこれに従わない場合には、国家公安委員会により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない国家公安委員会所管事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、この指針において「望ましい」と記載している規定については、国家公安委員会所管事業者がこれに従わない場合にも、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。ただし、法違反と判断されることはない場合にも、法の基本理念（法第3条）も踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるものである（「第3 この指針の適用対象者の範囲」の規定も参照）。

なお、この指針において記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第2 用語の定義（法第2条関係）

この指針において使用する用語の定義は、以下のとおりである。

1 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報をいい、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、組合せにより「特定の個人を識別することができる」こととなれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、当該生存しない個人の遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名等の個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については「個人情報」に該当し得る。

さらに、「個人」には、外国人も当然に含まれる。

「個人情報」には、例えば以下の(1)から(7)までのようなものが当たる。

- (1) 本人の氏名
- (2) 生年月日、連絡先（住所・居所、電話番号、メールアドレス等）、会社における職位又は所属に関する情報等について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- (3) 防犯カメラに記録された情報等本人を識別できる映像情報
- (4) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報
- (5) 特定の個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報
- (6) 雇用管理情報（会社が従業員を評価した情報を含む。）
- (7) 個人情報の取得後に当該個人情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を

識別することができなかつたとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できることとなったときは、その時点で「個人情報」となる。）

また、例えば以下の(8)から(10)までのようなものは、原則として「個人情報」には当たらない。

- (8) 企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報（団体情報）
- (9) 記号や数字等の文字列だけからでは特定の個人情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報
- (10) 特定の個人を識別することができない統計情報

2 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いずに個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいい、例えば以下のようなものが当たる。

- (1) 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳（メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合）
- (2) ユーザーIDとユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル（ユーザーIDを個人情報と関連付けて管理している場合）
- (3) 従業者が業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理した名刺の情報であって、他の従業者等によっても検索できる状態にしているもの
- (4) 氏名、住所又は企業別に分類整理されている市販の人名録

他方、例えば、従業者が、自己の名刺入れを他人が自由に検索できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類している場合は、当該名刺の情報は「個人情報データベース等」には当たらない。

3 個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいい、例えば以下のようなものが当たる。

- (1) 個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報
- (2) 個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

4 個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。なお、法人格を有しない団体（任意団体）や一般個人であっても、個人情報取扱事業者
に該当し得る。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）
第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）
- (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立
行政法人をいう。）
- (5) その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者

(5)の規定にいう「個人の権利利益を害するおそれが少ない者」とは、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする。5,000を超えるか否かは、個人情報取扱事業者が管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。

ここでいう「事業の用に供する」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

また、「個人情報データベース等」が次のア、イ及びウの要件のすべてに該当する場合には、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人は、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数に算入しない。

ア 個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。

イ 氏名、住所・居所若しくは電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳

やカーナビゲーション)であること、又は不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる若しくはできた個人情報データベース等(例えば、自治体職員録や弁護士会名簿)であること。

ウ 個人情報取扱事業者自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

したがって、例えば以下のようなものは、特定の個人の数に算入しない。

あ 電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳CD-ROM等に掲載されている氏名及び電話番号

い 市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに記録されている氏名、住所・居所等を示すデータ(ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。)

う 氏名又は住所から検索できるような体系的に構成された、市販の住所地図上の住所・居所の所在場

所を示す情報

5 本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6 保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもののほか、6か月以内に消去（更新は除く。）することとなるものを除く。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの（例えば、児童虐待や配偶者暴力等に係る被害の援助団体が有する被害者等の情報）
- (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの（例えば、不審者情報、クレーマー情報、総会屋情報や暴力団等の反社会的勢力に関する情報）
- (3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若し

くは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの（例えば、要人の行動予定情報や防衛に関する秘密情報）

- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの（例えば、警察等から受けた捜査関係事項照会の対象情報や犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第9条第1項に規定する疑わしい取引の届出の対象情報）

7 公表

第4の2(2)並びに第5の2及び4の規定にいう「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。

ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。

- (1) 自社ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載
- (2) 事務所の窓口等への書面の掲示・備付け
- (3) パンフレット等への記載・配布

8 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）

第8の1(1)及び7の規定にいう「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載又は事務所の窓口等への掲示等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。

- (1) 問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば口頭又は文書で回答できるような体制を構築しておく方法
- (2) 店舗販売において、店舗にパンフレットを備え置く方法
- (3) 電子商取引において、問い合わせ先のメールアドレスを明記する方法

9 本人が容易に知り得る状態

第7の3及び4の規定にいう「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その

手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。ただし、1回限りの「公表」では、「本人が容易に知り得る状態」とはいえない。

- (1) 自社ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載等を継続的に行う方法
- (2) 事務所の窓口等への書面の掲示・備付け等を継続的に行う方法
- (3) 広く頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行う方法
- (4) 電子商取引において、商品を紹介するウェブ画面にリンク先を継続的に掲示する方法

10 本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。

- (1) 口頭（面談、電話等）による方法
- (2) 書面（手交、郵送、電子メール、FAX等）による方法

(3) 使用者による方法

11 個人データ又は保有個人データの提供

6の規定及び第7の1から4までの規定にいう個人データの第三者への「提供」並びに第8の4(2)の規定にいう保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）「提供」に当たる。

12 本人の同意

第4の2(3)、3、4及び5の規定並びに第7の1、2及び4の規定にいう「本人の同意」とは、個人情報取扱事業者の示す方法によって個人情報を取り扱われることを本人が承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

また、同じく「本人の同意を得」とは、本人の承諾の意思表示を当該本人の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係

る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。

- (1) 同意する旨を本人から口頭又は書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）で確認する方法
- (2) 本人が署名又は記名押印した同意する旨の申込書等文書を受領し確認する方法
- (3) 本人からの同意する旨の電子メールを受信する方法
- (4) 本人に同意する旨について確認欄へのチェックをさせる方法
- (5) 本人に同意する旨についてウェブ画面上のボタンをクリックさせる方法
- (6) 本人に同意する旨について音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力等をさせる方法

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等の同意を得る必要がある。

第3 この指針の適用対象者の範囲

この指針は、国家公安委員会所管分野における個人情報取扱事業者を対象とする。

なお、個人情報取扱事業者でない国家公安委員会所管事業者についても、法の基本理念（法第3条）を踏まえ、この指針に規定されている事項を遵守することが望ましい。

第4 個人情報の利用目的に関する義務

1 利用目的の特定（法第15条第1項関係）

- (1) 国家公安委員会所管事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。単なる「事業活動のため」、「お客様サービスの向上のため」といった抽象的な内容では、できる限り具体的に利用目的を特定したことはない。

利用目的の特定に当たっては、国家公安委員会所管事業者において個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。

- (2) 国家公安委員会所管事業者は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以

下「令」という。) 基本方針、この指針等を踏まえ、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等をいう。以下同じ。）を策定・公表している場合には、その中に、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、顧客の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする」というような記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

2 利用目的の変更（法第15条第2項・法第18条第3項関係）

- (1) 国家公安委員会所管事業者は、1の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。したがって、例えば「アンケート集計に利用」としていた利用目的を「商品カタログを郵送」と変更することはできない。
- (2) 国家公安委員会所管事業者は、利用目的を変更したときは、その内容を本人に通知し、又は公表しなければならない。

(3) 国家公安委員会所管事業者は、本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、3の規定により、本人の同意を得なければならない。

3 利用目的による制限（法第16条第1項関係）

国家公安委員会所管事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、1の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、それが当初特定した利用目的に含まれない場合にも、目的外利用には当たらない。

4 利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第2項関係）

国家公安委員会所管事業者は、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、それが承継前の利用目的に含まれない場合にも、目的外利用には当たらない。

5 利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係）

次に掲げる場合については、3又は4の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。

(1) 法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う、例えば以下のような場合（なお、当該法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、国家公安委員会所管事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。）

ア 令状に基づく警察や検察等による捜査への対応（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条等）

イ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）

ウ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5）

エ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第6条の4等）

オ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第210条・第211条等）

- 力 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
- キ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第24条第3項）
- ク 裁判所からの文書送付の囑託や調査の囑託への対応（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第186条・第226条、家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）第8条）
- ケ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事審判規則第7条の2）
- コ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）第28条）
- サ 疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項）
- シ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の7、所得税法（昭和40年法律第33号）第234条等）
- ス 弁護士会照会への対応（弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項）
- セ 国勢調査等の指定統計調査に対する申告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法（平成19

年法律第53号)第5条・第17条)

ソ 児童虐待に係る通告(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第6条第1項)

(2) 人(法人を含む。以下同じ。)の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である、例えば以下のようなとき。

ア 急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝えるとき。

イ 大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供するとき。

ウ 暴力団等の反社会的勢力に関する情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等を企業間で共有するとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である、例えば以下のようなとき。

ア 感染症の予防のための調査に応じるとき。

イ 児童虐待のおそれがある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有するとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して国家公安委員会所管事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う、例えば以下のような場合（なお、国家公安委員会所管事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。）

ア 任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合

イ 承認統計調査や届出統計調査に回答する場合

第5 個人情報の取得に関する義務

1 適正な取得（法第17条関係）

国家公安委員会所管事業者は、例えば以下のような偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- (1) 本人をだましてその個人情報を取得すること。

(2) 法第23条に規定する第三者提供の制限に違反している個人情報取扱事業者から当該事情を知って個人情報を取得すること。

2 取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第1項関係）

国家公安委員会所管事業者は、個人情報を取得した、例えば以下のような場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- (1) 電話帳や職員録等から個人情報を取得した場合
- (2) 個人情報の第三者提供を受けて、個人情報を取得した場合
- (3) 個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得した場合

3 書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第2項関係）

国家公安委員会所管事業者は、契約書、アンケートやユーザー入力画面への記入・入力等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に

対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、2の規定に基づいて、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。

- (1) 往復葉書の往信部に、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさと利用目的を記載する方法
- (2) 面談中、本人に対し、定款等のうち利用目的の記載部分を指摘する方法
- (3) ユーザー入力画面において、送信ボタン等をクリックする前等に利用目的が本人の目に留まる形で配置・記載する方法

4 利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第4項関係）

国家公安委員会所管事業者は、次に掲げる場合は、2、3及び第4の2(2)の規定にかかわらず、利用目的を本人に対し通知又は公表をする必要がない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（例えば、暴力団等の反社会的勢力に関する情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等の提供者が逆恨みを買うおそれのある場合）
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより国家公安委員会所管事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合（例えば、暴力団等の反社会的勢力に関する情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合）
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（例えば、犯罪捜査への協力のため、被疑者等に関する情報を取得したとき。）
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる、例えば以下のような場合
 - ア 今後連絡を取り合うために名刺交換をした場合
 - イ 着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で相手方に電話を掛け直す場合

第6 個人データの管理に関する義務

1 データ内容の正確性の確保（法第19条関係）

国家公安委員会所管事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 安全管理措置（法第20条関係）

国家公安委員会所管事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、国家公安委員会所管事業者において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な、例えば以下の(1)から(5)までのような措置を講じなければならない。

- (1) 安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備・運用し、その実施状況を確認する組織的安全管理措置

- (2) 従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行う人的安全管理措置
- (3) 入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止等の措置を行う物理的安全管理措置
- (4) 個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的安全管理措置
- (5) 情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号。第2編 第5章を除く。）において定める対策の実施

他方、例えば以下の(6)から(11)のような場合は必要かつ適切な措置を講じているとはいえない。

- (6) 公開されることを前提としていない個人データが事業者のウェブ画面上で不特定かつ多数の者に公開されている状態を国家公安委員会所管事業者が放置している場合
- (7) 組織変更が行われ、個人データにアクセスする必要がなくなった従業者が個人データにアクセスできる状態を国家公安委員会所管事業者が放置していた場合で、その従業者が個人データを漏えいした場合

- (8) 本人が継続的にサービスを受けるために登録していた個人データが、システム障害により破損したが、採取したバックアップも破損しており、個人データを復旧できずに滅失又はき損し、本人がサービスの提供を受けられなくなった場合
- (9) 個人データに対するアクセス制御が実施されておらず、アクセスを許可されていない従業員がそこから個人データを入手して漏えいした場合
- (10) 個人データをバックアップした媒体が、持ち出しを許可されていない者により持ち出し可能な状態になっており、その媒体が持ち出された場合
- (11) 委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供し、委託先が個人データを漏えいした場合
なお、例えば、不特定かつ多数の者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものを処分するために文書細断処理等を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

3 従業員の監督（法第21条関係）

国家公安委員会所管事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人デー

タの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

なお、例えば以下のような場合は必要かつ適切な監督を行っているとはいえない。

- (1) 従業者が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを、あらかじめ定めた間隔で定期的に確認せず、その結果、個人データが漏えいした場合
- (2) 従業者が、内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン又は可搬型外部記録媒体を繰り返し持ち出していたにもかかわらず、その行為を放置した結果、それらを紛失し、個人データが漏えいした場合

4 委託先の監督（法第22条関係）

- (1) 国家公安委員会所管事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という

。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

なお、例えば以下のような場合は必要かつ適切な監督を行っているとはいえない。

- ア 個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず、外部の事業者に委託した場合で、委託先が個人データを漏えいした場合
- イ 個人データの取扱いに関して定めた安全管理措置の内容を委託先に指示せず、その結果、委託先が個人データを漏えいした場合
- ウ 再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託し、その結果、再委託先が個人データを漏えいした場合
- エ 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、その結果、委

託元の認知しない再委託が行われ、その再委託先が個人データを漏えいした場合

(2) 国家公安委員会所管事業者は、(1)の規定の監督を行うに当たっては、契約等において次に掲げる事項について定めることが望ましい。

ア 委託先の個人データの取扱いに関する事項

イ 委託先の秘密の保持に関する事項

ウ 委託された個人データの再委託に関する事項

エ 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

(3) 国家公安委員会所管事業者は、法、令、基本方針、この指針等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」というような記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第7 個人データの第三者提供に関する義務

1 第三者提供の制限に関する原則（法第23条第1項関係）

国家公安委員会所管事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。例えば以下の(1)から(3)までのような場合（法第23条第4項各号の場合を除く。）は、第三者への提供に当たると考えられる。

- (1) 親子兄弟会社又はグループ会社の間で個人データを交換する場合
- (2) 同業者間で、特定の個人データを交換する場合
- (3) 外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合

他方、例えば同一事業者内で他部門へ個人データを提供する場合（利用目的に制限がある場合を除く。）には第三者への提供には当たらない。

2 第三者提供の制限に関する例外（法第23条第1項関係）

次に掲げる場合については、1の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 法令に基づく例えば以下のような場合（なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、国家公安委員会所管事業者

は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。))

ア 令状に基づく警察や検察等による捜査への対応 (刑事訴訟法第218条等)

イ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応 (刑事訴訟法第197条等)

ウ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応 (少年法第 6 条の 5)

エ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応 (少年法第 6 条の 4 等)

オ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応 (金融商品取引法第210条・第211条等)

カ 裁判執行関係事項照会への対応 (刑事訴訟法第507条)

キ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応 (刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第 3 項)

ク 裁判所からの文書送付の囑託や調査の囑託への対応 (民事訴訟法第186条・第226条、家事審判規則第 8 条)

- ケ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事審判規則第7条の2）
- コ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
- サ 疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項）
- シ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の7、所得税法第234条等）
- ス 弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の2第2項）
- セ 国勢調査等の指定統計調査に対する申告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第5条・第17条）
- ソ 児童虐待に係る通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である、例えば以下のようなとき。

- ア 急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝えるとき。
- イ 大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供するとき。

ウ 暴力団等の反社会的勢力に関する情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等を企業間で共有するとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である、例えば以下のようなとき。

ア 感染症の予防のための調査に応じるとき。

イ 児童虐待のおそれがある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有するとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して国家公安委員会所管事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する、例えば以下のような場合（なお、国家公安委員会所管事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。）

ア 任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報提出する場合

イ 承認統計調査や届出統計調査に回答する場合

3 いわゆる「オプトアウト」(法第23条第2項・第3項関係)

国家公安委員会所管事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、1及び2の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目(例えば、氏名、住所、電話番号又は商品購入履歴)
- (3) 第三者への提供の手段又は方法(例えば、インターネットへの掲載)
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ただし、国家公安委員会所管事業者がこの規定による第三者提供を行っている場合であって、(2)又は(3)の規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 「第三者」に該当しないもの(法第23条第4項・第5項関係)

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、1から3までの規定にかかわらず、国家公安委員会所管事業者は当該個人データを提供することができる。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合（例えば、データの入力等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合）
- (2) 合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データを提供する、例えば以下のような場合
 - ア 合併又は分社化により、新会社に個人データを提供する場合
 - イ 営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを提供する場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合（例えば、グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合、親子兄弟会社の間で利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合や外国の会社と利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合）であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア 共同利用をする旨

イ 共同して利用される個人データの項目（例えば、氏名、住所、電話番号、商品購入履歴等）

ウ 共同して利用する者の範囲

エ 利用する者の利用目的

オ 開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用の停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称

ただし、イ又はウの規定に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない（1の規定参照）。

また、エ又はオの規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、変更前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない（第4の2(1)の規定参照）。

第8 保有個人データの開示等に関する義務

1 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）

(1) 国家公安委員会所管事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

ア 当該国家公安委員会所管事業者の氏名又は名称

イ すべての保有個人データの利用目的（第5の4(1)から(3)までの規定に該当する場合を除く。）

ウ 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続（7の規定により手数料を定めるときは、その手数料の額を含む。）

(ア) 利用目的の通知の求め（(2)の規定参照）

(イ) 開示の求め（2(1)の規定参照）

(ウ) 内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の求め（3(1)の規定参照）

(エ) 利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の求め（4(1)の規定参照）

(オ) 第三者提供の停止の求め（4(2)の規定参照）

エ 当該国家公安委員会所管事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓

口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先

オ 当該国家公安委員会所管事業者が認定個人情報保護団体（法第37条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

(2) 国家公安委員会所管事業者は、次に掲げる場合を除き、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。

ア (1)の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

イ 第5の4(1)から(3)までの規定に該当する場合

2 保有個人データの開示（法第25条関係）

(1) 国家公安委員会所管事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求めら

れたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

ア 保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

イ 保有個人データを開示することにより、当該国家公安委員会所管事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合（例えば、企業秘密が明らかになるおそれがある場合）

ウ 保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合（例えば、刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合）

(2) 他の法令の規定により、本人が識別される保有個人データの全部又は一部を、当該本人に対し(1)の規定の本文に定める方法に相当する方法で開示することとなる場合には、(1)の規定は、適用しない。

(3) 国家公安委員会所管事業者は、法、令、基本方針、この指針等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記する」というような記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに適切に対応していくことが望ましい。

3 保有個人情報の訂正等（法第26条関係）

(1) 国家公安委員会所管事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正等を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

(2) 国家公安委員会所管事業者は、(1)の規定に基づき求められた保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等の内容を含む。）を通知

しなければならない。また、利用目的から見て訂正等が必要でない場合や、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等に応じる必要はないが、そのような場合にも、本人に対し、訂正等を行わない旨の決定を通知しなければならない。

4 保有個人データの利用停止等（法第27条関係）

- (1) 国家公安委員会所管事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第4の3から5までの規定に違反して取り扱われている（同意のない目的外利用）という理由又は第5の1の規定に違反して取得されたものである（不正の手段による個人情報の取得）という理由によって、当該保有個人データの利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- (2) 国家公安委員会所管事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第7の1及び2

の規定に違反して第三者に提供されている（同意のない第三者提供等）という理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(3) 国家公安委員会所管事業者は、(1)及び(2)の規定に規定する求めに対し、保有個人データの全部又は一部について、その求めに応じたとき、又はその求めに応じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(4) 国家公安委員会所管事業者は、法、令、基本方針、この指針等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に

利用停止等に応じる」というような記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

5 理由の説明（法第28条関係）

国家公安委員会所管事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め（1(2)の規定参照）、開示の求め（2(1)の規定参照）、訂正等の求め（3(1)及び(2)の規定参照）、利用停止等の求め又は第三者提供の停止の求め（4(1)から(3)までの規定参照）に対し、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。

6 開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）

(1) 国家公安委員会所管事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め（1(2)の規定参照）、開示の求め（2(1)の規定参照）、訂正等の求め（3(1)の規定参照）、利用停止等の求め（4(1)の規定参照）又は第三者提供の停止の求め（4(2)の規定参照。以下これらの求めを総称して単に「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができ、定めた場合

には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない。この場合において、本人から、当該方法に従わないで開示等の求めが行われたときは、その求めを拒否することができる。

ア 担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号、受付FAX番号等の開示等の求めの申出先

イ 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

ウ 開示等の求めをする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の場合はその法定代理人、又は開示等の求めをするにつき本人が委任した者がいる場合はその受任者）であることの
例えば以下のような確認の方法

(ア) 本人の場合 運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、年金手帳、印鑑証明書と実印等

(イ) 本人の場合（オンライン） IDとパスワード

(ウ) 本人の場合（電話） 一定の登録情報（生年月日等）の確認やコールバック

(I) 本人の場合(送付(郵送、FAX等)) 運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所にあてて文書を書留郵便により送付

(オ) 代理人の場合(来所) 本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)、外国人登録証明書、年金手帳、弁護士の場合は登録番号、代理を示す旨の委任状(親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本や住民票の写し)

エ 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示について手数料を徴収する場合は、その徴収方法

(2) 国家公安委員会所管事業者は、本人に対し、開示等の求めに対応するため、その対象となる保有個人データの特定に必要な事項の提示を求めることができる。なお、その際、本人が容易かつ的確に開示等の求めができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便性を考慮しなければならない。

(3) 国家公安委員会所管事業者は、(1)及び(2)の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮し、例えば、本人確認のために国家公安委員会所管事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

7 手数料（法第30条関係）

国家公安委員会所管事業者は、保有個人データに関する利用目的の通知の求め（1(2)の規定参照）又は開示の求め（2(1)の規定参照）に応じる場合には、手数料を徴収することができる。この場合において、その手数料の額は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内でなければならない。また、手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（1(1)ウの規定参照）。

第9 苦情処理に関する義務（法第31条関係）

国家公安委員会所管事業者は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければな

らない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定めるなど必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

なお、担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（第8の1(1)エの規定参照）。

第10 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

国家公安委員会所管事業者は、その取り扱う個人情報（委託先が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次のような対応をすることが望ましい。

1 事実調査及び原因の究明

事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明に当たる。

2 影響範囲の特定

1の規定で把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。

3 再発防止策の検討・実施

1の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

4 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第20条から第22条まで。以下同じ。）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましい。

5 事実関係、再発防止策等の公表

法違反の中でも、特に個人データの安全管理について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

6 主務大臣・認定個人情報保護団体への報告

国家公安委員会所管事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに国家公安委員会（警察庁長官官房総務課）に報告するよう努めなければなら

ない。また、当該国家公安委員会所管事業者が法第37条第1項の認定を受けた法人（以下「認定個人情報保護団体」という。）が業務の対象とする事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第11 勧告、命令等についての考え方

国家公安委員会による法第34条第1項に規定する勧告（以下「勧告」という。）同条第2項に規定する命令（以下「命令」という。）及び同条第3項に規定する命令（以下「緊急命令」という。）（以下「勧告等」という。）については、個人情報取扱事業者である国家公安委員会所管事業者がこの指針に沿って必要な措置等を講じたか否かにつき判断して行うものとする（「第1 趣旨（法第1条関係）」の規定も参照）。

勧告は、個人情報取扱事業者である国家公安委員会所管事業者が法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定に違反したことのみをもって発することはなく、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときに限られる。

命令は、勧告に従わないことのみをもって発することはなく、勧告を受けた事業者が正当な理由がなく

てその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに限られる。

緊急命令は、個人情報取扱事業者である国家公安委員会所管事業者が法第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに、勧告を前置せずに行う。

なお、勧告等に従ったかどうかを明確に判断するため、国家公安委員会は、勧告等に係る措置を講ずべき期間を設定して勧告等を行うこととする。

第12 指針の見直し

この指針については、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

記 録

11月10日付 第1111号 第1111号 第1111号 第1111号 第1111号 第1111号